明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

# 目次

〔省令〕
○保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（厚生労働一七）　一
〔告示〕
○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示（厚生労働五五）　二
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同五六）　八
○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（同五七）　一七
○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同五八）　二〇
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同五九）　二六
○酸素及び窒素の価格の一部を改正する件（同六〇）　三六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同六一）　三八
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同六二）　三九
○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同六三）　四二
○訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（同六四）　四五

## 省令

### ○厚生労働省令第十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十二条第一項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

**第一条**　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の二に次の一項を加える。

2　保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

第二十条第一項第二号ニ中「として、同法第十四条」の下に「又は第十九条の二」を加える。

（保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「病床数が四百床未満の保険医療機関」を「保険医療機関（病院を除く。）」に改める。

（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正）

**第三条**　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の二に次の一項を加える。

2　保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

第七条の二中「として、同法第十四条」の下に「又は第十九条の二」を加える。

**附　則**

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。